

鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市において、安定した人口構造を保持し、将来にわたって活力ある地域を維持していく施策の推進を図るため、鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づく鹿屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関すること。
- (2) その他安定した人口構造の保持に向けて行う総合調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び顧問をもって組織する。

- 2 委員長は市長公室長を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、部長、総合支所長等をもって充てる。
- 4 顧問は、副市長をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、総合戦略の策定及び実行に向け、関係部局との調整及び連携を行う。
- 4 顧問は、総合戦略の策定及び実行に向け、必要に応じて意見を述べる。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、委員長が認めた者を委員の代理として出席させることができる。
- 3 会議は、委員（前項に規定する代理出席者を含む。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明

又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、下部組織として、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、委員会の指示に基づき、総合戦略に盛り込むべき事項を分野別に調査・検討し、その結果を委員会に報告するものとする。
- 3 専門部会は別表左欄に掲げる4つの部会で構成するものとし、各専門部会の部員は委員長が指名した職員をもって充てる。
- 4 専門部会の部会長は、別表右欄に掲げる課の課長補佐をもって充てる。
- 5 専門部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 6 各専門部会の庶務は、それぞれ別表右欄に掲げる課において処理する。
- 7 第4条第1項及び第5条第2項から第4項までの規定は、部会長及び専門部会の会議について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「部員」と、「会議」とあるのは「専門部会の会議」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

専門部会	事務局
しごとづくり	産業振興課
ひとの流れ	地域活力推進課
結婚・出産・子育て	子育て支援課
まちづくり	政策推進課